

沼津市長  
栗原 裕康 様

平成 21 年 12 月 16 日

市民クラブ

代表 和久田光一

鈴木 秀郷

山崎 篤

二村 祥一

渡部一二実

## 申し入れ書

市民クラブは会派結成以来「地方自治経営の基本は、多くの課題を着実に前進させる」との基本的な考えに基づき毎年政策提言をしております。平成 22 年度についても予算編成にあたり「市民本位の市政実現と、活気ある街づくりの推進」に向けた、堅実な予算措置を期待すべく、市民クラブの政策及び市民ニーズに基づき、下記の内容の市政への反映を市長に申し入れます。

### 記

#### 1. 環境保全と循環型社会システムの構築

##### (1) ゴミ問題の対策

- ①分別区分の見直しなど、市民負担の少ないゴミ処理方式の調査・研究を進める。
- ②新たなゴミ焼却場など処理施設の開設に向けた検討を推進するとともに、最終処分場の今後の方針を決定する。
- ③不法投棄の監視体制の強化。

- イ. 愛鷹山麓にある愛鷹運動公園周辺や、山麓に隣接する住居地域に設置の各種産業廃棄物処理場については、東部健康福祉センターなどの県担当部署と連携し、監視体制の強化を図ると共に、必要な改善について適正な指導を行う。
- ロ. 日常生活に伴い排出される家庭ゴミが愛鷹山麓の道路沿いに捨てられており、街のイメージを損ねていることから、定期的な巡回と回収を実施する。
- ハ. 常習及び大量な不法投棄に対する徹底的な追跡と、回収責任の追求体制を県と連携し強化する。

##### 二. 自動車・バイク・自転車を含めた不法投棄対策

##### ⑤収集作業とゴミステーションの再考。

- イ. ゴミステーションの管理運営等の市民負担は年々増加している。誰もが協力可能な、より簡素化されたシステムの構築を図る。
- ロ. 1カ所当たりの世帯数の「適正戸数の見直し、指導の取り組み」により、規律あるステーション運営・管理の改善に努める。
- ハ. ゴミステーションの公道上の設置を止め、出来るだけ公共施設への併設や、

自治体が用地を確保した公共施設としての位置付けを考える。

## 二.嵩張るプラスチック容器包装の家庭内の保管に苦慮している状況などから、週2回を念頭に回収頻度を検討する。

### (2) 緑化及び森林整備の推進で自然環境の保全

- ①松枯れに対する対策の継続的な推進。
- ②桜テングス病対策として市民情報の収集と即応体制の整備。
- ③環境改善 (CO<sub>2</sub> 吸収と酸素供給) 、水源涵養、治山、治水の面から愛鷹山麓の森林整備を事業化し、積極的、計画的に取り組む。特定間伐等促進計画の作成、間伐事業補助制度等、整備への助成制度の採用や県森林税の活用を含めた予算化。
- ④都市公園の植え込み・街路樹・街路樹の植え込みの見直し。(交通安全、ポイ捨て、防犯対策、街の美化の面から植え込み高さの低減化、街路樹の統一化など)
- ⑤道路沿線へのミニ花壇の設置拡大。
- ⑥千本松原の整備範囲の拡大。間伐、草刈りの範囲の拡大と継続管理の実施。
- ⑦森林、竹林等の自然環境改善ボランティアへのサポート施策の検討と実施。

### (3) まち全体の景観対策

まち全体の景観について専門的立場からの景観診断を実施し「沼津市景観条例」を制定する。・・・建物等の形態、意匠、色彩など。

### (4) エコ活動への支援制度創設

太陽光発電、エコキュート、太陽熱温水器等の設置支援

## 2. 福祉施策

### (1) 高齢者福祉施策の促進

- ①在宅介護を支援する施策。(沼津市独自の制度)
  - イ. 住宅改造補助制度の拡充及び新築のバリアフリー化促進の施策。  
(奨励金制度、利子補給制度等)
  - ロ. 介護機器貸出制度の充実。  
居宅介護に必要な機器は大変高額であり、経済的負担軽減の面からも、個人所有ではなく、貸し出しによる有効活用を図る。
- ②定期に入った患者の中間的受け皿と指導の充実。  
「治療が終わったので早く退院して下さい」のすすめに、実態とかけ離れたところがある。
- ③高齢者の生きがいづくり・健康づくり。  
高齢化社会の進展に沿い、益々増加する高齢者の生きがいづくり・健康づくりに向けた場の提供を図る。また、花づくりなどの諸活動のメニューの充実を図る。
- ④高齢者世帯・高齢者の一人住まい世帯への日常生活支援の充実を図る。

### (2) 少子化対策と子育て支援

周辺自治体に誇れる沼津市の目玉としての施策の充実を図る。

- ①入所希望の多い保育所の定員増対策。

入所希望の多い地域の需給バランスが崩れ、希望する保育所に入所できないという、保護者からの問題指摘が多くある。市民サービスの公平、女性が働き続ける

- 環境の施策整備という課題として市民ニーズを把握し、適正な施設の整備充実を図る。保育所の建て替え時には入所希望状況等を把握し収容能力（施設及び職員）の増を図る。
- ②幼児教育並びに乳幼児保育の新たな受け皿として注目される、認定こども園（幼保一元化）の設置の推進を図る。
- ③保育サービスの拡充。
- 乳幼児の生活環境と保護者の生活スタイルに適したニーズに対応可能な制度の導入を図る。（育児休職期間の保育サポート等）
- ④保育料負担のさらなる軽減化。三人目以上保育料の無条件無料化。
- 軽減率のさらなるアップと三人目からの保育料の無条件無料化を図る。
- ⑤子ども医療費助成制度の拡大
- 現行の乳幼児医療費助成制度を拡充するとともに、周辺自治体にて導入されつゝある子ども医療費助成制度を充実する。
- ⑥幼児と親が安心して集まれる拠点施設「（仮称）幼児館」の新設。
- 小・中学校の空き教室などを活用した地域における子育ての情報交流の拠点となる幼児厚生施設「幼児館」を新設する。
- ⑦特定不妊治療助成金制度の拡充。
- ⑧放課後児童クラブの増設と既存施設の改善。
- イ. 未実施地域の要望把握を積極的に行い、タイムリーな設置に努める。
- ロ. 耐震問題・老朽化が進む既存施設、収容人員との面から入会希望の需要に応じられない地区等、実態調査を実施し、改善を望まれる施設の早急な対策を図る。
- (3) 結婚相談に関すること
- ①勤労者が利用し易い相談窓口の開設(開設回数・開設日・開設時間・開設場所など)
- ②相談員の充実
- (4) 障害者福祉施策の促進
- ①重症心身障害児・者及び家族が特別支援学校卒業後、安心して地域で暮らしていくための通所施設の整備を図る。
- (5) 各種福祉団体との対話活動の推進を図る。
- (6) 「住基カード」の活用推進
- I C カードを活用して医療機関と連携して市民の健康を管理すると共に、各種市民サービスの資格を記憶させて、既存の各種利用券の申請／発行業務の合理化をも実現し、市民サービスの向上を図る。
- (7) A E D (自動体外式除細動器) の利用しやすさに向けた環境整備
- 民間企業の設置状況を含めた情報収集と市民への広報手段の徹底を図るとともに、緊急時に確実に利用できるよう電池切れ等の点検を含めたメンテナンス体制の整備を図る。

### 3. 住みやすい都市づくり

#### (1) 都市型治水対策の積極的取り組み

排水能力のアップ、側溝容量の見直し、排水ルート及び貯留機能の確保など、近年発生が著しい都市型浸水の対策に積極的に取り組む。

#### (2) 都市計画決定後の対応

##### ①沼津駅周辺総合整備事業の着実な推進

関係地権者の理解と協力が得られるよう努め、新貨物駅用地買収の早期完了を目指すと共に、沼津駅周辺土地区画整理事業等の着実な推進を図る。

##### ②合意形成への積極的な取り組み

都市計画決定によって生じる規制は、住民の生涯生活設計に大きく影響するため、事業推進に向けて住民の理解協力が得られるための努力を、積極的に図る。

##### ③都市計画事業の積極的、効率的取り組み。

事業への取り組みの姿勢として、総花的でなく決定の取り消し、変更を含む見直しを実施・重点化し、投資効率の改善を図るべく、コスト縮減、期間短縮を常に念頭に置き事業を推進する。

#### (3) 土地利用の推進

沼津市都市計画マスタープランで「新たに都市的土地区画整備を推進する地区」「新たな土地利用の可能性を検討する地区」に位置づけられている地域について、フルマバレー構想における愛鷹山麓地帯の位置付けも考慮し、計画的に推進する。

##### ①上・下水道地域の計画的拡大

土地利用計画に基づいた愛鷹山麓地帯への上水道給水計画の策定及び同地域内の下水道未整備地区への計画的な整備の推進。

#### (4) 地区センターの計画的建設

市民参加型のまちづくりには不可欠な施設である、地区センターの存在は地方分権、市町村合併の推進の時代に、従来にも増して力点を置くべきであり、国・県の施策を活用し、年次計画を示し、積極的に取り組みを図る。

#### (5) 住宅環境に対する施策

「沼津市営住宅ストック総合計画」の策定目的と計画期間に見合った対策を基本に、事業の推進を図ると共に、以下の項目については、需給関係を隨時把握するなかで臨機応変の施策展開を図る。

##### ①新婚家庭に対する住宅施策の整備。

定住人口の確保、少子化対策の一環として、市営住宅の新婚家庭に対する期限付き入居制限の緩和などの施策を展開する。

##### ②公営住宅の計画的建設の推進。

基本的な計画推進と共に、単に戸数の確保や需要の少ない地域の建て替えについては需給バランスを考慮しながら、市民の需要の高い地域・日常生活の利便性を重視した建設、再建を図る。

##### ③一人暮らし高齢者用住宅戸数拡大の促進。

独居老人の健康と安全を考えるとき、市営住宅への入居は高齢者福祉として、更には、在宅介護としてのケアハウス的な役割となり、高齢者住宅の促進を高齢者

施策の重要施策と位置付け、戸数拡大を図る。

(6) 幹線道路等の整備に関する市道整備

国道414号バイパス、東駿河湾環状道路の西進に向けた整備、沼津南一色線、鉄道高架事業などの進捗に合わせてそれらに関する市道の整備を進める。

(7) 歩行者優先・バリアフリー横断歩道の整備

高齢者、障害者等の円滑な移動を考慮した歩道橋や横断歩道・自転車通行帯の見直し、スクランブル交差点の整備を検討する。

(8) 公共施設の駐車場対策

市役所、文化センター、体育館等公共施設の駐車場対策の再検討を行う。

(9) 平日は仕事で市役所へいきない方へのサービス向上。

情報技術を駆使した支所の機能拡大と本庁と支所の土、日曜日開庁。

#### 4. 活動しやすいまちづくり

(1) 官と民をつなぐ公としての市民の活動をサポートする体制整備

①コストのかかる活動機材の確保と貸与

・竹、材木の破碎機、草刈り機、軽トラック等

②活動機材等の保管場所の提供

・公共場所への保管庫の設置

③活動団体が活動しやすい場の確保へ向けた支援体制の確立

④活動団体との対話と支援の充実

(2) 市民活動参加や結果のPRへの支援

①活動への参加の呼びかけなど活動情報の広報誌、ホームページへの積極的掲載。

・市民の参加環境の整備。退職する団塊の世代は活動の場を求めている。

②スポーツ大会の結果など市民の活躍を広報誌、ホームページへ掲載し称えよ。

・結果掲載により良い話題の提供と選手の励ましになる。

(3) 行政と自治会の役割分担の明確化(自治会役員の負担軽減)

#### 5. 交通問題

(1) パーキングパーミット(身体障害者利用許可証)の導入

公共施設に設置された障害者専用駐車スペースの有効活用に向けたパーキングパーミットの導入に向けた県への働きかけの強化。

(2) 自転車走行マナー向上

通学路等における定期的な交通指導と、積極的な交通安全思想の啓発を図ると共に、マナー向上のための工夫を凝らした対策を図る。

(3) 通学路の安全確保

・歩道の確保と整備・交差点前のたまり場の確保・通学時間帯の車両進入規制の徹底・街灯の整備等、通学路の安全確保を道路行政と一体的に図る。

(4) オートバイの駐車場法の改正に見合った駐車場の拡大と民間駐車場の指導。

(5) 公共交通の利便性のアップ

## 6. 教育・文化

### (1) 特色ある学校づくり

心豊かで逞しく健やかな子どもたちを育てるために、地域との連携をはじめとする特色ある学校づくりを進める。

### (2) 児童生徒の安全対策

行政、学校、地域、保護者、警察が連携し児童生徒の安全に徹底して取り組む。

### (3) 学校施設の地域開放に伴う施策の推進

①地域の人に開かれた機能を持たせる。

地域住民が集える場所として「(仮称)学園公園」の導入を図る。

②従来の施設開放を一步前進させて、多目的教室・図書館の開放を図る。

③スポーツ施設整備計画との連携を図る。

### (4) 放課後子ども教室の設立と拡充

モデル校の試行によりノウハウを蓄積し、他校への拡大を図る。

### (5) 青少年健全育成運動の推進

①青少年の問題行動への対策

各種地域開催行事へ児童生徒の参加を働きかけ、各種学校行事へ地域住民の自由な参加を通じ、生徒児童と地域の住民が顔見知りとなり、登校・下校時の挨拶運動を展開するなかで、問題行動の抑止や、問題行動の兆候を察知する環境を図るため行政と学校が地域・家庭との連携強化を図る。

②いじめについては、教育現場における慎重な取り組みについての施策展開が重要であり多面的な取り組みを図る。

### (6) 教育資源の共有化、教育現場間の連携強化の推進

小・中学校インターネットの導入と積極的活用を図る。

### (7) 小・中学校の支援員制度の拡充

①市内の小・中学校のきめ細かな教育環境の実現に向けた支援員の増員を図る。

②図書室利用の推進に向けた学校図書室支援員の増員

### (8) 大学の誘致と確保

①東海大学の存続を図る。

②県の中・西部には国公立大学があるが、東部にはないので、沼津市に国公立大学を誘致し、教育と文化の高揚さらに市の活性化を図る。

### (9) 沼津市立高校の充実

①中高一貫教育の成果を踏まえ、さらなる教育の充実を図る。

②模範的な高等学校生徒の育成を図る。

③体育館や50mプールなど学校施設の市民への開放を図る。

### (10) 目で見る沼津市史の作成(映像沼津市史)

沼津市史編纂作業が終了した。次のステップは市民・子供たちにも分かる市史を映像(DVD)で制作し、沼津のPR・学校教育に活用する。

## 7. スポーツ振興

「スポーツ振興基本計画」（平成16年9月）に基づく「同計画前期推進計画」の策定を受け「施設整備計画」を早期に策定し全庁的に取り組む体制をつくり、スポーツ振興を積極的に推進する。

- (1) スポーツ振興課を教育委員会から分離し、市民のスポーツ振興を市民の広く健康促進を図る意味から所管部署を新設する。
- (2) スポーツ施設を活用した街興し  
県施設と連携し、スポーツ合宿の積極的な連携を図る。
- (3) 市民要望の高い総合体育館（アリーナ）建設を促進する。
- (4) 市民のウォーキングルートの設定と環境整備（路面、照明）を図る。
- (5) スポーツ施設の利用拡大を図るべく管理運営の民間委託を促進する。
- (6) スポーツ施設の管理部署を一本化する。（スポーツ振興課、緑地公園課）
- (7) 愛鷹運動公園へ生徒、学生、高齢者向けの交通アクセスの充実を図る。
- (8) 公認プール（50m）の確保  
太陽光パネルを活用した室内温水プールとする。日中は中学校の体育（水泳）で活用し、休日・夜間は市民に開放する。
- (9) 静岡県市町村駅伝への市を挙げた応援体制の整備

## 8. 防災対策

- (1) 住宅の耐震診断。補強の促進。プロジェクト「TOUKAI-0」事業の更なる推進。
- (2) 危険なブロック塀の撤去・改善など耐震対策の確実な実施。通行人の安全対策と緊急車両通行の障害の除去。
- (3) 自治体BCP（事業継続）の導入を図る。
- (4) 道路崩壊等による孤立可能性ある地域の避難、生活対応の検討と訓練の実施。  
・・・情報の提供、状況把握、生活物資の補給、医療体制等
- (5) ラジオが聞こえない地域の調査と解消  
トンネル内対策を含む。公用車、消防車へのFM受信機（ラジオ）の設置。
- (6) 防災学習センターの建設促進。
- (7) 防災機能を有した公園の整備促進。
- (8) 防災マップの見直しと定期的な更新の実施。
- (9) 被災状況の実態調査の効率化に向けた「黄色いハンカチ運動」の導入。

## 9. 産業振興と情報発信

- (1) ものづくりを周知・啓発し、技術・技能尊重社会の醸成を図る。
- (2) 企業誘致活動を積極的に推進する。
- (3) 工業団地・工業地域の整備及び中小零細事業主支援対策
  - ①片浜工業地域のインフラ整備の更なる推進。  
沼津市の工業生産を支える重要な地域であり、新車両基地の整備に併せ更なる整備を図る。片浜西沢田線及び東西道路の更なる整備を図る。
  - ②工場立地法の適用検討

工場立地法の権限が市に移管されたことに伴い、企業の活性化、定住化を進めるとための法規制の緩和を図る。

③産業支援道路の整備促進

道路整備などの基盤整備により事業活動を支援する。

- ・沼津双葉テクノパークから新中川沿いの市道 0120 号線への橋の設置及び新中川沿いの市道 0120 号線の整備検討
- ・東名高速道路愛鷹パーキングエリアへのスマート IC 設置（国土交通省方針を受けた活動の展開）

(4) 観光振興ビジョン推進事業を促進することにより、地域の活性化を図るとともに、沼津市観光協会への支援を図る。

(5) 漁港施設整備の推進及び漁業振興

漁港施設整備により漁業生産性の向上を図るとともに、地域の活性化を推進する。

(6) 海を生かした観光政策の推進

(7) 新中心市街地活性化基本計画の早期実現

まちづくり三法改正を受け、中心市街地活性化を図るべく新中心市街地活性化基本計画（12/7 に内閣総理大臣が認可）の早期実現を図る。

(8) 街に人を集める施策の検討

例えば駐車場の無料化

## 10. 情報

(1) 高度情報化システムの対応強化

①国・県の動向にマッチした、市の対応、同時に、沼津市独自の展開。

②「沼津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の制定をスタートとし積極的に電子情報処理技術を活用した市民サービスの充実を図る。

・・・市民窓口業務の拡大による地域での手続きを可能とする。究極は 365 日在宅手続きの拡大を目指す。

③電子納税システムの導入を推進する。

(2) 情報公開ツールの積極導入

市民が気楽に情報を入手できるツールを公共施設に積極的に設置し行政サービスの向上を図る。

(3) 情報セキュリティーの強化

個人情報の流失防止と物理的な情報機器管理の徹底。

## 11. 行政改革の推進

(1) 効率的で開かれた市政運営の推進

行政改革の進捗状況を市民に分かり易いよう定量的でしかもビジュアルな形で公開し、効率的で開かれた市政運営に努める。

(2) 「沼津市行政評価システム」の充実

政策評価であるまちづくり 33 指標と事務事業評価であるプロセス・マネジメントで構成されている「沼津市行政評価システム」の更なる充実を図る。

### (3) 環境会計の導入

沼津市の施策が環境に与える影響と、環境の保全にどれ位寄与しているか等についての決算書の導入。

### (4) 「市民満足度」小集団活動の導入

市民が主役と標榜する沼津市として、市民の満足度をリアルタイムで的確に把握し、市民サービスの向上を図る府内小集団活動の導入を図る。

### (5) PFI の積極的な導入について

行政サービスや施設整備を定型的に行うことが可能な施策については、行財政改革としての適正な評価をし、効率的な自治体経営を目指す意味から、民間の持つ各種原資（管理能力、運営手法、技術、資金調達等）を広く求めることのできる「PFI」の積極的な活用を図る。

### (6) 指定管理者制度による経費削減と市民サービスの向上

### (7) 指定管理者制度導入の評価とともに、利用者からの評価を行い公表する。

## 12. 市町村合併への取り組み

- (1) 沼津市は、県東部の合併について積極的にリーダーシップを發揮し取り組む。
- (2) 行政サービスに関する自治体間の微妙な差の是正を図る。
- (3) 近隣自治体との行政サービスの共通性の向上を図る。
- (4) 介護保険、廃棄物処理、防災体制、医療体制など、健康で安心できる都市実現の為、「定住自立圏構想」を踏まえた合意と実践についての研究に積極的に取り組む。

以 上